

06

第6章 病気・入院

- 不測の事態への備えや保険制度の仕組みや活用を知る

本講での学習のゴール（講義後に学生は以下の事項ができるようになっている）

- 公的保険と私的保険の違いを説明できる
- 公的医療保険による保障内容について理解し、活用できる
- 不測の事態に対して事前に備えることの重要性を理解し、他者にアドバイスできる

学習の狙い

不測の事態は突然やってくる。若さと健康が自慢の大学生も、就職し仕事に慣れてくると病気やけがで入院という事態も当然に人生オプションとして想定しなければならない。もし入院することになったら、どのくらいの経済的な備えが必要なのだろうか。万が一、障害を負うようなことになり働けなくなったら、その先の生活はどうなるだろう。

この問題については、私的保険（医療保険）と公的保険（健康保険）の違いを把握することが第一歩であることから、その区別と効用について学ぶ。

この章の概要

本章では、病気・入院時のファイナンスについて **Case Study** を行う。自分が働けない時間をどれくらい貯金や保険などで賄えるかという計算を行うことで、自分が生活を営む上で最低限必要なキャッシュフローを理解する能力を修得する。

[Case 6]

家電メーカーに勤務するA君。学生時代は体育会のバレー部で鍛えており、体力には自信があったが、入社8年目（30歳）で病気が見つかり、まさかの3週間の入院生活、自宅療養1カ月を余儀なくされた。病院でかかった医療費は総額100万円と言われた。A君は貯金ゼロ、民間の保険にも加入していなかったため、病院からの請求額を前に頭を抱えている。

- Q1 通常、A君が病院の窓口で請求される金額はいくらか？
- Q2 友人から「高額療養費制度」を使うと、支払額が少なくなると聞いた。A君は申請できるか？申請した時の、1か月の支払上限金額は？
- Q3 公的保険では、休業中の所得補償制度はあるか？
- Q4 もしA君に障害が残って働けなくなった場合、どのような公的保障があるか。

キー概念

- 公的医療保険
- 民間の医療保険
- 高額療養費
- 傷病手当金
- 病気(療養)休暇
- 労災保険制度
- 障害年金

キー概念解説

公的医療保険： 公的な社会保険制度の一つである医療保険には、健康保険（会社員）、国民健康保険（自営業者やその妻）、共済組合（公務員や教職員等）などがあり、全国民がいずれかに加入している。公的な医療保険では、医療費の負担が3割（75歳以上は1割）になる他、医療費が高額になった場合に負担を軽減する「高額療養費制度」、休んだ期間の生活を保障する「傷病手当金」、出産時の給付などがある。

民間の医療保険： 民間の生命保険会社、損害保険会社、共済が販売している。公的医療保険では足りない病気やケガの保障分について、民間の医療保険で準備をする。女性特有の病気に対する医療保険もある。民間の保険には、医療保険の他に、加入者が死亡や高度障害になった時に保険金を受け取れる生命保険（共済）もあり、ライフプランに応じて加入を検討することが重要である。

高額療養費： 医療機関や薬局の窓口で支払った額が暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、申請によりその超えた金額を支給する制度（ただし、入院時の食事負担や差額ベッド代は含まない）。年収約500万円の場合、100万円の総医療費がかかった場合は、窓口負担3割で30万円だが、下式にあてはめて計算すると負担限度額は87,430円となり、高額療養費として212,570円が支給される（次ページ図参照）。

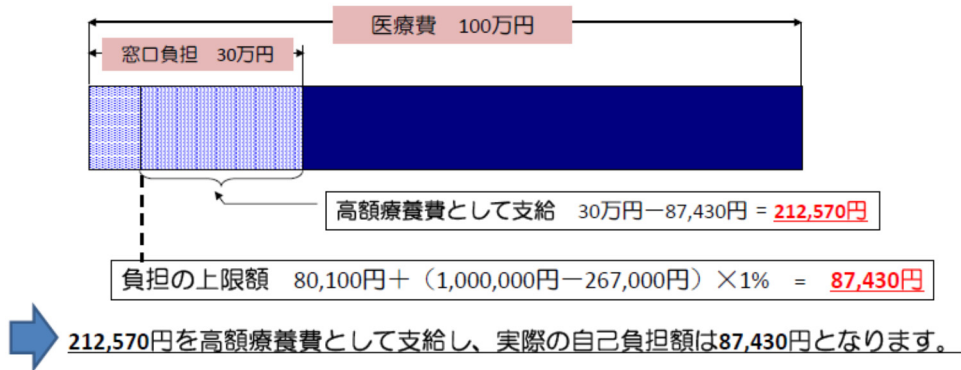
◆1か月当たりの医療費負担限度額（70歳未満）

所得区分	自己負担上限額
年収約1,160万円～	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%
年収約770万円～1160万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%
年収約370万円～770万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
年収約～370万円	57,600円
住民税非課税者等	35,400円

※上位所得者は診療月の本人の給与に基づいて算出された額（月収）が53万円以上の人

<例>

100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



(出所) 厚生労働省ホームページ

傷病手当金：業務外のケガや病気により休業した時、連続して3日間（有給休暇、土日の休業も含む）休んだ後の4日目から手当金が支給される。ただし、会社が傷病手当金の額より多い報酬額を支給した場合は対象ではない。支給金額は、支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均し、30日で割った日額の3分の2で、最長は1年6か月間。ただし、自営業など国民健康保険に加入している人は支給されない。



(出所) 全国健康保険協会ホームページ

病気(療養)休暇：業務によらない病気やけがにより職場を休むもの。就業規則で定められ、その期間中は有給となる。

労災保険制度：業務上の災害や通勤災害により労働者が負傷や病気、あるいは死亡した場合に、労働者の医療費等を補償する制度。労働者災害補償保険法による。

障害年金： 病気やケガなどによって障害が生じた時、公的年金の加入者は障害年金が支給される。公的年金制度には国民年金、厚生年金、共済年金の3種類があるが、学生のうちは国民年金である。国民年金を納付するか（平成25年度は毎月15,040円）、学生納付特例制度を使って納付を猶予することで、万が一障害を負って働けない場合も障害年金が支給される。

※学生納付特例制度が適用される申請者本人の所得基準（平成25年度）

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

[Work 6-1]

A君は3週間の入院、1カ月の自宅療養で無給状態が49日続いたため、「傷病手当金」の申請をした。

- ① 支給される条件を整理しよう
- ② A君の場合はいくら支給されるか？
- ③ A君にとって、「傷病手当金」のメリットとデメリットをまとめてみよう。

（参考）A君について

年収440万円（標準報酬日額は12,000千円、手取り350万円）、貯金ゼロ、都内の賃貸マンションで1人暮らし中。現在は民間の医療保険には入っていない（会社では健康保険に加入）。休職中の賃金の支払いはなく、有給休暇は残っていない。なお、今回の病気は業務とは関係なく、会者には病気休暇の特別な規定はないものとする。

Student ID:

名前:

提出期限 月 日

[Homework 6]

日本年金機構のホームページで国民年金の学生納付特例制度の手続きについて調べ、この授業を受講していない友人に伝えることを前提に、以下の文章を含めてポイントをまとめてみよう。

「国民年金の未納者が交通事故で障害を負い、通常的生活が困難になった時」

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>